# バリアフリー新法に関する路外駐車場届出審査チェックリスト(提出の必要なし)

| 審査資料 | 審査内容 | 審査結果 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 届出書 | 1．記載漏れはありませんか | | |
| | 2．駐車場の位置 | | |
| | ・位置図との整合が取れた正しい住所の記載がされていますか | | |
| | 3．駐車場の区域の面積 | | |
| | ・平面図との整合が取れていますか | | |
| | 4．駐車場の用に供する部分の面積 | | |
| | ・一般公共の用に供する部分の面積、台数について平面図との整合が取れていますか | | |
| | ・一般公共の用に供する部分以外の面積、台数について平面図との整合が取れていますか | | |
| | ・車路等の面積について、「区域面積－駐車面積」となっていますか | | |
| | 5．移動等円滑化のために必要な構造及び設備 | | |
| | ・車いす使用者用駐車場施設台数について平面図との整合が取れていますか | | |
| | ・経路の傾斜路の最大勾配値について平面図との整合が取れていますか | | |
| | ・特殊の装置を設置する場合その認定番号が正しいですか | | |
| 位置図 | 1．縮尺が1万分の1以上ですか | | 規則第7条 |
| | 2．記載位置について届出書との整合が取れていますか | | |
| 平面図 | 1．縮尺が200分の1以上ですか | | 規則第7条 |
| | 2．区域面積、台数について届出書との整合取れていますか | | |
| | 3．車いす使用者用駐車場施設 | | 省令第2条関係 |
| | ・幅が350cm以上の計画となっていますか | | |
| | ・車いす使用者用駐車場施設又はその付近に、施設の表示をする計画となっていますか | | |
| | ・路外駐車場移動等円滑化経路の長さが出来るだけ短くなるよう計画されていますか | | |
| | 4．路外駐車場移動等円滑化経路 | | 省令第3条関係 |
| | ・段を設けない計画となっている、もしくは段はあるが傾斜路を併設する計画となっていますか | | |
| | ・出入口の幅は80cm以上の計画となっていますか | | |
| | ・通路の幅は120cm以上の計画となっていますか | | |
| | ・50m以内ごとに転回場所を設置する計画となっていますか | | |
| | 5．路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、又は段に併設するもの） | | 省令第3条第4号関係 |
| | ・段に変わる傾斜路を設置する場合、幅は120cm以上の計画となってますか | | |
| | ・段に併設する傾斜路を設置する場合、幅は90cm以上の計画となっていますか | | |
| | ・勾配は12分の1（ただし高さが16cm以下のものは8分の1）を越えない計画となっていますか | | |
| | ・高さが75cmを超え、かつ勾配が20分の1を超えるものについては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設ける計画となっていますか | | |
| | ・勾配が12分の1を超える、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超えるものについては、手すりを設ける計画となっていますか | | |